

VII 死亡に関すること

Q4 年金受給者が亡くなったとき、信用金庫年金からの給付はありますか？

▲4 受給状況によって、ご遺族が当基金から未支給年金や遺族一時金を受けられる場合があります。

●未支給年金

年金は受給者が亡くなられた月分まで支給されるため、亡くなられた方にお支払いすべき分で未払となっている年金があるときは、その分を生計を同じくしていた遺族の請求により「未支給年金」としてお支払いします(遺族の「一時所得」)。

請求できる遺族の範囲と順位は次のとおりです。

年金を受けていた方が亡くなられた当時に生計を同じくしていた
①配偶者(事実婚も含む)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦「①～⑥」以外の3親等以内の親族

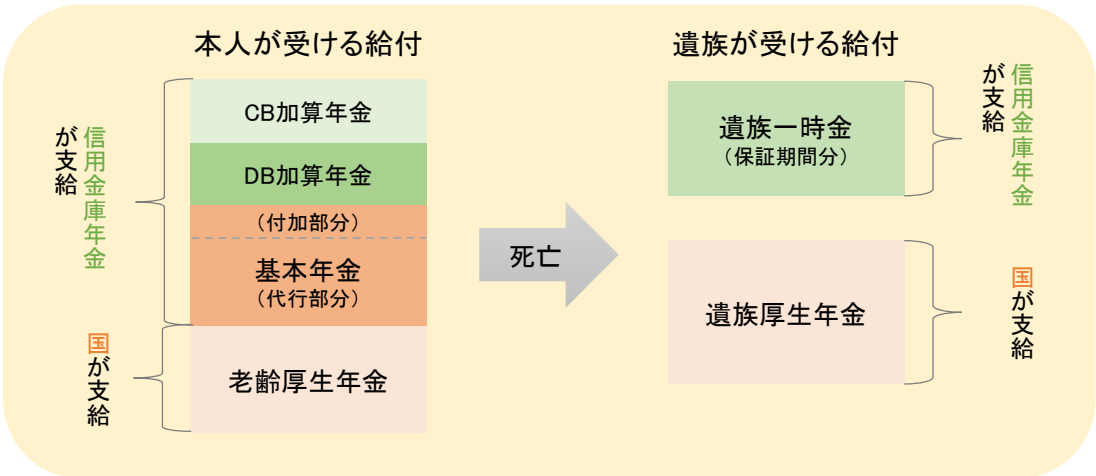
●遺族一時金

加算年金は保証期間*が付いた年金のため、保証期間分を受け終わる前に亡くなった場合には、残りの保証期間に応じた一時金を「遺族一時金」として請求権のある遺族にお支払いします(非課税)。

*保証期間:本人の生死に関わらず年金が支給される期間。DB加算年金は15年。CB加算年金は本人の選択した受給期間(5,10,15,20年の有期年金)です。

請求できる遺族の範囲と順位は次のとおりです(生計同一要件なし)。

①配偶者(事実婚も含む)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹



* 基金に加入しているか否かに関わらず、国の遺族厚生年金の額は変わりません。よって、基金から基本年金に係る遺族給付(年金・一時金)の支給はありません(未支給年金はあり)。